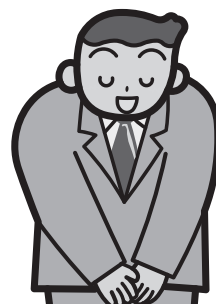


「後期高齢者医療制度加入者」と「70歳以上の国民健康保険加入者」の皆様へ

1. 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について
この認定証を医療機関の窓口で提示することで入院時の一部負担金と食事代が減額されます。



【交付を受けられる方】

住民税非課税世帯に属する方（低所得者区分Ⅱ及び低所得者区分Ⅰの方）は、申請により認定証の交付を受けられます。

- ・低所得者区分Ⅱに該当する方・・・世帯員全員が住民税非課税である方
- ・低所得者区分Ⅰに該当する方・・・世帯員全員が住民税非課税である方のうち、世帯全員の各所得金額が全て0円の方（公的年金の場合は80万円以下）及び老齢福祉年金受給者

- 申請に必要なもの 被保険者証、印鑑
- 申請場所 国民健康保険課又は各支所

【既に交付を受けている方】

お持ちの認定証は7月末で有効期限が切れますので、引き続き必要な方は、8月中に更新手続きをしてください。ただし、平成19年中の所得状況により、交付を受けられない場合もあります。

◆高額療養費の自己負担限度額及び食事療養標準負担額

適用区分	窓口での自己負担割合	通院+入院(世帯単位/月)		入院時の1食当たりの食事代
		通院(個人単位/月)	入院(世帯単位/月)	
①現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(※1)	260円
②一 般		12,000円	44,400円	
③低 所 得 者 Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	210円 (過去1年の入院期間が90日以下)
				160円 (過去1年の入院期間が90日超える)
④低 所 得 者 Ⅰ			15,000円	100円

※1 過去1年間で4回目以降は44,400円となります。

2. 「後期高齢者医療被保険者証」・「前期高齢者受給者証」の差し替えについて

平成19年中の所得状況により、負担割合の変更となる方へ、8月から使用する新しい被保険者証を7月中に郵送します。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2161

70歳未満の国民健康保険加入者の皆様へ

「限度額適用認定証」について

入院したときに支払う窓口負担が自己負担限度額までとなります。

【交付を受けられる方】……入院を予定している方、すでに入院している方

- 申請に必要なもの 被保険者証、印鑑

【既に交付を受けている方】……お持ちの認定証は7月末で有効期限が切れますので、引き続き必要な方は、8月中に更新手続きをしてください。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2161

国民健康保険税改正のお知らせ

後期高齢者医療制度の創設にともない、国民健康保険税に後期高齢者支援金が設けられたため、つがる市国民健康保険税の内訳が以下のように改正されました。国民健康保険は皆様の納税により医療費を助け合う制度です。ご理解とご協力をお願いいたします。

平成20年度つがる市国民健康保険税

基礎課税分・後期高齢者支援金分

	算定の基礎	改正前基礎課税分	改正後 H20.4.1～		増 減
			基礎課税分	後期高齢者支援金分	
所得割額	課税対象所得に対し	9.4/100	7.2/100	2.05/100	-0.15/100
資産割額	固定資産税額に対し	35.0/100	26.3/100	7.7/100	-1.0/100
均等割額	一人につき	27,000円	23,000円	5,800円	+1,800円
平等割額	一世帯につき	30,000円	24,000円	8,400円	+2,400円
賦課限度額	税額の上限	560,000円	470,000円	120,000円	+30,000円

※賦課限度額は、地方税法の改正によるもの

介護分(40歳以上65歳未満の方が対象となります)

	算定の基礎	改正前	改正後	増 減
所得割額	課税対象所得に対し	2.0/100	2.0/100	—
資産割額	固定資産税額に対し	4.0/100	4.0/100	—
均等割額	一人につき	8,000円	8,000円	—
平等割額	一世帯につき	6,000円	6,000円	—
賦課限度額	税額の上限	90,000円	90,000円	—

国民健康保険税の軽減について

下記の基準にあてはまる世帯は国民健康保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。軽減は2割、5割、7割の三段階で、世帯の人数と前年の所得をもとに判定します。後期高齢者医療へ移った方がいる世帯は移行前の人数で軽減判定をし、そのうえ国保加入者が一人になった世帯の平等割額は半額に軽減されます（どちらも最大5年間）。軽減に該当する場合は納税通知書に記載された税額に反映されていますので、**申請は必要ありません（今年度から2割軽減も申請不要）**。ただし前年の収入を申告していない世帯は軽減を受けられませんので、必ず申告してください。

《軽減の該当になる基準所得》（所得控除前の所得。専従者控除や譲渡特別控除も同じ）

- 2割軽減…加入者の所得の合計が世帯主含む加入者数×350,000円+330,000円 以下
- 5割軽減…加入者の所得の合計が世帯主除く加入者数×245,000円+330,000円 以下
- 7割軽減…加入者の所得の合計が330,000円以下

国民健康保険税の特別徴収について

満65歳から満74歳の方のみで構成される世帯の国民健康保険税は、世帯主の年金からの特別徴収により納付することになります。つがる市では10月から特別徴収を実施し、対象となる方には事前に特別徴収開始決定通知書を送付いたしますが、9月の納期までは従来どおり納付書による納付となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 国保税係 電話42-2111(内線276・277)

環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について

青森県環境影響評価条例に基づき、「(仮称) 西北五汚泥再生処理センター整備事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧及び内容についての説明会を開催いたします。なお、環境保全の見地からのご意見を書面により提出することができます。

●事業者名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

西北五環境整備事務組合 管理者 平山 誠敏 五所川原市大字高瀬字一本柳1番地

●事業の名称・種類及び規模

- ◇事業の名称 (仮称) 西北五汚泥再生処理センター整備事業
- ◇事業の種類 条例別表第6号 廃棄物処理施設(し尿処理施設)の設置の事業
- ◇事業の規模 166KL/日

●対象事業実施区域

五所川原市大字高瀬字一本柳1番地地内

●対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域の範囲

五所川原市・つがる市

●縦覧場所

- ・五所川原市役所 環境対策課 (五所川原市字岩木町12番地)
 - ・五所川原市立図書館 (五所川原市字栄町119番地)
 - ・つがる市役所 環境衛生課 (つがる市木造若緑61番地1)
 - ・西北五環境整備事務組合 (五所川原市大字高瀬字一本柳1番地)
- (※なお、五所川原市ホームページのトピックスの一覧からでもご覧になることができます。)
アドレス <http://www.goshogawara.net.pref.aomori.jp/>

●縦覧期間

平成20年8月9日(土)まで 午前9時から午後4時
(ただし、図書館を除き土曜日・日曜日・祝日は縦覧できません。)

●意見書の提出について

準備書の内容について、環境保全の見地からのご意見を書面により提出することができます。
縦覧場所に備え付けてある所定の用紙、又は次の記載事項を全て記載した任意の様式でご提出ください。
なお、FAXでも受け付けます。

◇記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である準備書の名称
- ③準備書についての環境保全の見地からの意見とその理由

※②及び③については、日本語により記載してください。

◇提出先 〒030-0087 五所川原市大字高瀬字一本柳1番地
西北五環境整備事務組合 TEL 0173-36-3004 FAX 0173-36-3005

◇提出期限 平成20年8月23日(土) 郵送は当日消印有効

●説明会開催の日時及び場所

- ◇日 時：平成20年7月24日(木) 午後6:30
- ◇場 所：五所川原市中央公民館高瀬分館 高瀬集会所(五所川原市大字高瀬一本柳字150番地)

【問い合わせ先】 西北五環境整備事務組合 電話0173-36-3004 担当者 事務局次長 伊藤 隆慈



つがる市 社協からののお知らせ

平成20年7月

つがる市社会福祉協議会 〒038-3138 つがる市木造若緑52番地
TEL:0173-42-4660 FAX:0173-42-4686 Eメール:tsugarushakyo@tea.ocn.ne.jp

お楽しみミニ湯治 (木造地区)

【期日・対象地区】

7月16日(水) 木造・越水・出来島地区

7月17日(木) 館岡地区・川除地区

7月18日(金) 出精地区・柴田地区

【場 所】

しゃこちゃん温泉

※バスの運行表は、本所事務局にあります
のでお問い合わせください。

法律相談を開催します

～個人では解決できない法律の問題や
家庭問題等でお一人で悩んでいませんか～
(毎月第2水曜日ですが、8月のみ第3水曜日)

期 日：8月20日(水)

時 間：午後1時から4時まで

場 所：社会福祉協議会本所 相談室

料 金：無 料 ※相談は予約が必要です!

「社協会員全戸加入運動(会費納入方)」にご協力を

社会福祉協議会では、今年度も住民の皆様のご協力をいただき、各種地域福祉事業・活動を推進していきたいと考えております。本会が委嘱している「地区福祉推進員」及び関係者が訪問した際にはぜひご加入のうえ、お力添えくださいますようお願いいたします。(※地域によって訪問する期間が違いますので、ご了承ください)

●一般会員：1世帯あたり 1,000円 ●賛助会員：1口 5,000円～

- ①ボランティア推進校事業／つがる市内の全小中高校、分校、養護学校を指定
- ②広報・啓発事業／広報紙(つがる市社協だより等)の発行、つがる市社会福祉大会、各地区で実施している夏まつり、福祉まつり
- ③一人暮らし高齢者、障害者世帯等のサービス事業／シルバーサロン、地域ふれあい交流事業、ふれあい昼食会、一人暮らし老人昼食会等

3温泉共通入浴券を販売

ーしゃこちゃん温泉・じょつぱり温泉・しゃりき温泉ー

**20枚セット購入した方には
入浴券10枚をサービス!**

販売価格：6,400円(計30枚)

販売期間：平成20年7月15日～8月15日

販 売 先：しゃこちゃん温泉 (Tel.42-1277)

じょつぱり温泉 (Tel.25-2390)

しゃりき温泉 (Tel.56-4126)

地区福祉推進員研修会

◆森田地区

期 日：7月18日(金)

場 所 つがる地球村藤山邸

市民と福祉の橋渡し役である地区福祉推進員の研修会を開催します。詳しい案内文書は社協より福祉推進員宛にご案内いたします。

夏休み! 手話教室

日 時：8月10日(日)午前10時～午後3時

場 所：生涯学習交流センター「松の館」1階会議室B

参加費：無料 ※弁当(500円)申込可

対 象：小学生から一般の方まで興味のある方ならどなたでも参加できます。(小学生の場合は基本的に家族送迎をお願いします。)親子参加大歓迎!

申込み：7月31日(木)までに事務局まで電話で申し込んでください。(Tel.42-4660)

主 催：手話サークル「カッコウ」 共 催：つがる市社協

柏福祉まつり・桑寿園まつり

日 時：8月1日(金)午前10時

場 所：特別養護老人ホーム桑寿園園庭

催し物：柏小学校児童による柏ッ子ソーラン他多数

●お楽しみ抽選会には豪華賞品をご用意しております

●屋台コーナーも充実しております。

※詳細については近日新聞折込みチラシにて配布します。

※このページは有料掲載になっています。